

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成25年6月24日	
大分県知事 広瀬 勝貞 殿	
提出者	
住所 大分県佐伯市東浜1番6号 氏名 興人ライフサイエンス株式会社佐伯工場 工場長 工場長 内田 陽介	
電話番号 0972-22-1050	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
事業場の所在地	大分県佐伯市東浜1番6号
計画期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 97億円
③従業員数	159名(正社員136名、常勤関係職員23名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※ 別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) ※別紙2参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（平成24年度）実績】 ※別紙3参照	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・平成22年度末に平成28年度を目標に大幅な増産を前提とした長期計画が策定された。生産量増加により増加した廃タールは、産廃処理（燃焼化）を実施。また動植物性残さの削減は、乾燥機の処理条件を検討したが、効果発揮できず発生量が大幅に増加した。増産による設備改造により、がれき類が増加した。	
②計画	【目標】 ※別紙3参照	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・増産計画に伴い廃棄物処理計画についても全面的に見直しを実施中。廃タール（廃油）および排水汚泥は、メタン発酵による処理を検討する。動植物性残さは、25年度前半から乾燥機を増設し削減を実施する。今後も継続して発生量の削減に取り組む。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず、廃油、紙くずなど有価物を分別管理している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

(第4面)

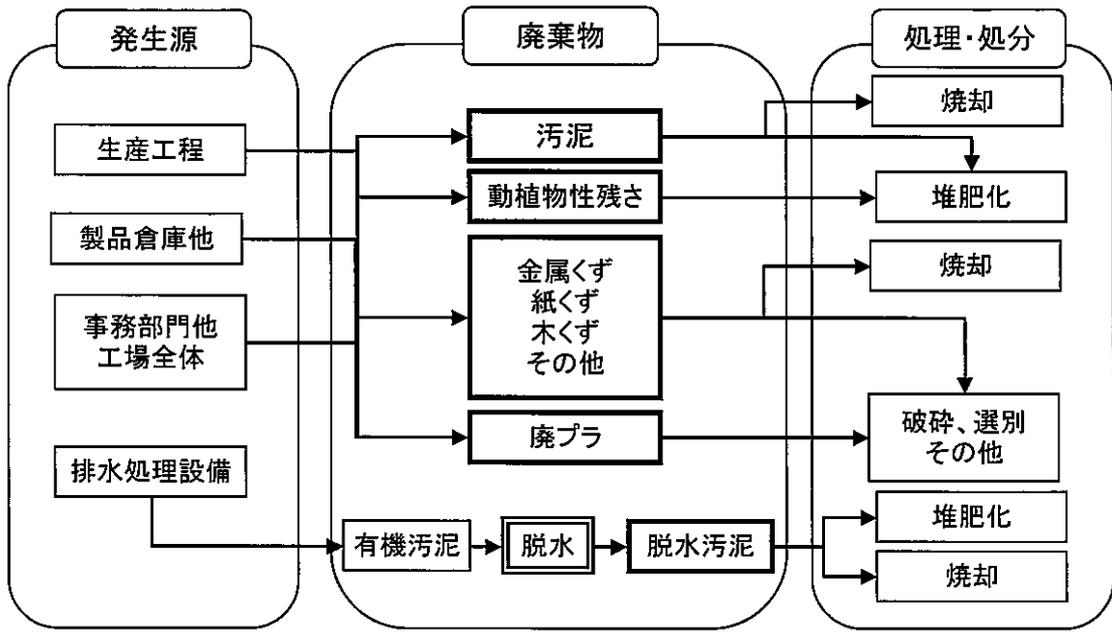
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】 ※別紙4参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし、今後、再生利用や熱回収などを進めるため、優良処理業者との取り組みを継続的に検討し、可能なものから実施する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 (第1面) 関係：④産業廃棄物の一連の処理工程



※処理・処分については全て委託処理

別紙2

(第2面) 関係：産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)

統括責任者		所 属：佐伯工場	職：工場長
廃棄物担当		組織名：環境安全管理室	職：室長
		組織人数：4人	
役割	工場環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長＝工場長 ・委員＝関連部長及び課長 ・事務局＝環境安全管理室	
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理方針の策定 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物担当	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項	

廃棄物管理組織

